**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第37回議事録≫

■日　時：令和２年９月４日(金)　１６：３０～１６：３５

■場　所：大阪市役所７階　特別委員会室

■出席者：今井豊会長、吉村洋文委員、松井一郎委員、土井達也委員、河崎大樹委員、

（名簿順）横山英幸委員、紀田馨委員、原田亮委員、うらべ走馬委員、肥後洋一朗委員、

　　　　　中村広美委員、ホンダリエ委員、山下昌彦委員、守島正委員、藤田あきら委員、

　　　　　北野妙子委員、川嶋広稔委員、西﨑照明委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

　お疲れさまです。定刻となりましたので、第37回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　まず、定足数の確認ですが、本日は２分の１以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

　本日は、大都市地域特別区設置法第６条第２項に基づき、協議会宛てに、協定書に関する大阪府議会及び大阪市会の審議の結果が知事及び市長から通知されております。

　早速ですが、知事及び市長から、審議結果に関する通知を受け取りたいと思います。

　それでは、吉村知事、松井市長、前のほうにお願いをいたします。

　ただいま知事及び市長から審議結果の通知を受けましたので、この審議結果の内容について事務局に読み上げさせます。事務局、よろしくお願いいたします。

　榎下部長。

（事務局：榎下制度企画担当部長）

　資料１－１と、それから資料１－２をご覧ください。

　大都市地域における特別区の設置に関する法律第６条第２項において、知事及び市長は、特別区設置協定書に係る議会の審議の結果を特別区設置協議会に通知しなければならない旨、規定されてございます。

　この規定に基づきまして、大阪府議会と大阪市会においていずれも承認になった旨、令和２年９月４日付の文書をもって知事及び市長からそれぞれ通知があったものでございます。

　以上です。

（今井会長）

　続きまして、大都市地域特別区設置法第６条第３項では、特別区設置協議会は全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から当該関係市町村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、直ちに、全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から通知を受けた日、つまり基準日を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、当該特別区設置協定書を公表しなければならないと規定されております。

　そこでお諮りをいたします。

　すでに知事及び市長から通知を受け取りましたので、資料２のとおり、基準日は９月４日とし、ただちに大阪市選挙管理委員会及び総務大臣へその旨の通知をしたいと考えています。また、特別区設置協定書の公表については、府市の公報のほかに府市のホームページで公表することとし、大阪市の24区役所、図書館、大阪市サービスカウンター、市民情報プラザ、府政情報センター、府民問合せセンター、情報プラザという府市の施設で閲覧できるようにしたいと考えております。

　以上のとおり、基準日の通知及び特別区設置協定書の公表を行うことについて、よろしくお願いいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（今井会長）

　ありがとうございます。

　それでは、市選挙管理委員会と総務大臣に通知するとともに、ホームページの公表や区役所などでの閲覧により、協定書を公表したいと思います。

　なお、市選挙管理委員会については、このあと17時、午後５時、私から直接選挙管理委員会委員長宛てに通知を渡したいと思います。

　それでは、以上で本日の協議会を終了いたします。ありがとうございました。